

定 款

令和 3 年 2 月 21 日 改定

一般社団法人 公 和 会

一般社団法人 公和会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人公和会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県富津市西大和田に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民の秩序を維持し福利を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) この法人所有の不動産の賃貸事業、及び維持管理事業
- (2) 市その他の公共団体又は公益事業に対し、寄付をする事
- (3) 勸業
産業・農事の発達を図り、農事組合事業及び水利組合事業に、補助をする事
- (4) 教育
児童又は青少年の健全な育成教育活動に補助をする事
- (5) 土木
地域の道路排水路等の補修改善、青年館管理等に補助をする事
- (6) 衛生
神社・青年館等の清掃に対する補助をする事
- (7) 祭祀
祭典その他祭祀の施行に補助をする事
- (8) 福利・厚生
会員及び家族の、福利厚生に補助をする事
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人であり、次の2条の規定によりこの法人の会員になった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定める規程により入会金を提供し、その承認を受けなければならない。

第7条 会員が死亡した時は、相続人より一名を、理事会の承認を得て会員とする。この場合は入会金の提供を必要としない。

2 会員がこの法人の事業活動及び会議等に参加が困難になった時は、家族内より一名を選び、会員の交代を申請し、理事会の承認を得て会員の交代が認められる。この場合も入会金の提供を必要としない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡したとき

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更

(6) 基本財産の処分、解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度2月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の5分の1以上より、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事の一人がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分

(5) 解散

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 会長以外の理事のうち1名を、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産)

第31条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は別表に掲げる土地及び定期預金とする。

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり翌年1月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類につ

いては、定時総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時総会への報告に代えて定時総会の承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告、定款及び会員名簿を主たる事務所に5年間、備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第36条 この法人の公告は、千葉県において発行する千葉日報に掲載する方法により行う。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項の規定による設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は 小林秀夫 とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

4. 平成26年2月23日、一部改定する。
(第20条 役員の数及び、第24条 監事の任期の変更)

附 則

5. 平成28年2月23日、一部改定する。
(第31条2項に係る、定期預金の一部削除)

附 則

6. 平成31年2月24日、一部改定する。
(第4条 事業項目の一部変更)

附 則

7. 令和2年2月23日、一部改定する。
(第31条2項に係る、定期預金の一部削除)

附 則

8. 令和3年2月21日、一部改定する。
(第7条 会員の資格の取得に、条文追加)

第31条2項に係る

別 表 (I)

No.	大字	字	地番	地目	現況	地積 (㎡)	摘要
1	西大和田	常代台	2	山林	山林	45,388.00	
2	〃	大谷	5	原野	山林	7,517.00	
3	〃	〃	6	原野	山林	826.00	
4	〃	谷堀	62-3	原野	山林	267.00	
5	〃	〃	62-4	原野	宅地	228.00	
6	〃	〃	63-2	山林	山林	505.00	
7	〃	〃	63-4	山林	畑	2,858.00	
8	〃	〃	63-4	山林	宅地	1,429.00	
9	〃	〃	63-4	山林	山林	1,429.00	
10	〃	〃	63-5	宅地	宅地	272.14	
11	〃	〃	84-1	宅地	宅地	351.85	
12	〃	吾妻作	99	山林	山林	469.00	
13	〃	〃	100	山林	山林	85.00	
14	〃	〃	123	山林	山林	6,981.00	
15	〃	堰下	125-1	山林	山林	956.00	
16	〃	内田	470-2	宅地	宅地	4.55	
17	〃	〃	470-3	宅地	宅地	2.82	
18	〃	〃	470-4	宅地	宅地	105.06	
19	〃	上仲田	475-2	宅地	宅地	56.17	
20	〃	〃	476-2	雑種地	雑種地	90.00	
21	〃	〃	476-3	雑種地	雑種地	17.00	
22	〃	〃	476-4	雑種地	雑種地	288.00	
23	〃	〃	476-5	宅地	宅地	216.03	
24	〃	〃	487-1	道路	その他	140.00	
25	〃	〃	487-2	宅地	宅地	210.49	
26	〃	〃	487-3	宅地	宅地	210.72	
27	〃	〃	487-4	宅地	宅地	194.97	
28	〃	〃	487-5	宅地	宅地	239.10	
29	〃	南砂除	902-6	宅地	宅地	846.27	
30	〃	〃	902-59	山林	宅地	1,005.00	
31	〃	〃	915-1	宅地	雑種地	103.93	
32	〃	〃	915-2	宅地	宅地	690.34	
33	〃	〃	915-3	宅地	宅地	317.35	
34	〃	〃	915-5	宅地	宅地	66.11	
35	〃	亀崎	916-4	宅地	宅地	262.73	
36	〃	砂除	1,025-2	山林	宅地	1,391.00	
37	〃	原根	1,073	宅地	宅地	654.54	
38	〃	〃	1,074-2	宅地	宅地	823.14	
39	〃	〃	1,075-2	宅地	宅地	364.00	
40	〃	小原	1,116-1	宅地	宅地	795.14	
41	〃	稲際	1,148-1	原野	山林	5.14	
42	〃	〃	1,148-2	道路	その他	355.00	
43	〃	〃	1,148-3	原野	その他	12.00	
44	〃	〃	1,148-4	原野	雑種地	53.00	
45	〃	〃	1,148-5	原野	雑種地	51.00	
					小計	79,132.59	

別 表 (Ⅱ)

No.	大字	字	地番	地目	現況	地積 (㎡)	摘要
1	西大和田	稲 際	1,148 -6	原 野	雑種地	82.00	
2	〃	〃	1,148 -7	道 路	その他	94.00	
3	〃	〃	1,148 -8	畑	雑種地	409.00	
4	〃	〃	1,148 -9	畑	雑種地	279.00	
5	〃	〃	1,148 -10	畑	雑種地	210.00	
6	〃	〃	1,148 -11	畑	雑種地	31.00	
7	〃	〃	1,148 -12	道 路	その他	0.80	
8	〃	〃	1,148 -13	宅 地	宅 地	119.04	
9	〃	〃	1,148 -14	原 野	原 野	36.00	
10	〃	〃	1,148 -15	道 路	その他	1.10	
11	〃	〃	1,148 -16	宅 地	宅 地	115.87	
12	〃	〃	1,148 -17	宅 地	宅 地	124.32	
13	〃	〃	1,148 -18	宅 地	宅 地	136.04	
14	〃	〃	1,148 -19	宅 地	宅 地	150.89	
15	〃	〃	1,148 -20	宅 地	宅 地	176.98	
16	〃	〃	1,148 -21	宅 地	宅 地	241.49	
17	〃	〃	1,148 -22	宅 地	宅 地	194.22	
18	〃	〃	1,148 -23	宅 地	宅 地	126.65	
19	〃	〃	1,148 -24	宅 地	宅 地	126.91	
20	〃	〃	1,148 -25	宅 地	宅 地	124.21	
21	〃	〃	1,148 -26	宅 地	宅 地	121.18	
22	〃	〃	1,148 -27	宅 地	宅 地	117.45	
23	〃	〃	1,148 -28	宅 地	宅 地	127.05	
24	〃	〃	1,148 -29	原 野	原 野	32.00	
25	〃	〃	1,148 -30	原 野	宅 地	32.00	
26	〃	〃	1,148 -31	宅 地	宅 地	32.20	
27	〃	〃	1,148 -32	原 野	宅 地	31.00	
28	〃	〃	1,148 -33	原 野	宅 地	31.00	
29	〃	〃	1,148 -34	原 野	原 野	74.00	
30	〃	〃	1,148 -39	宅 地	宅 地	22.89	
31	〃	〃	1,148 -40	宅 地	宅 地	55.94	
32	〃	〃	1,316 -1	雑種地	宅 地	1,030.00	
33	〃	根 崎	1,316 -2	雑種地	宅 地	579.00	
34	〃	〃	1,316 -3	宅 地	宅 地	1,057.52	
35	〃	〃	1,316 -4	宅 地	宅 地	416.46	
36	〃	〃	1,316 -16	雑種地	宅 地	78.00	
37	〃	〃	1,316 -17	雑種地	宅 地	85.00	
38	〃	〃	1,317 -1	雑種地	宅 地	64.00	
39	〃	〃	1,378 -3	山 林	山 林	433.00	
40	〃	西	1,382 -1	山 林	山 林	903.00	
41	〃	〃	1,382 -2	山 林	山 林	32.00	
42	〃	〃	1,383 -1	畑	山 林	18.00	
43	〃	〃	1,384 -2	山 林	畑	1,190.00	
44	〃	丸 山	1,384 -3	山 林	山 林	2,654.00	
				小 計		11,996.21	
総面積						91,128.80	㎡

第31条2項に係る

定期預金

No.	金融機関名	支店名	金額	備考
1	千葉銀行	大佐和支店	¥10,000,000	
2	君津信用組合	大佐和支店	¥10,000,000	
3	JA君津	大佐和支店	¥10,000,000	
4			以下余白	
5				
6				
7				
8				
9				
10				